

日教組香川 2018.6



発行所 日教組香川教職員組合
〒760-0008 高松市中野町15-24
佐藤ビル1F

TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL <http://www.jtu-k.com/>
E-mail jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

発行人 嶋村太伸
毎月1日発行

連合からも応援エール!

連合の考え方

人口減少や少子化を踏まえ、地域に根ざした教育基盤を整備し、家庭・学校・地域が一体となった教育を推進するために

- 学校の担うべき業務は、子どもの教育に関する事項に特化する。
- 教員が担うべきは、授業をはじめとする教育活動であることから、これに専念できるよう、持ち授業時間数を削減する。年度の当初予算において、小学校における専科教員の配置拡充を担保する。
- 保護者および地域住民が子どもの登下校時の安全対策を行う。
- 部活動指導員は、中学校における部活を委託するために配置を拡充する。人材が少ない地域では「人材バンク」を設置し地域の専門的な人材や退職教職員を活用する。
- ICTを活用し、タイムカードと合わせて労務管理を適切に行うとともに、労働関係法令を遵守する体制を構築する。
- 教員にも労基法37条を適用し、時間外勤務手当を支給できるようにする。

『中教審「学校における働き方改革特別部会」に対する連合の考え方改革』より一部抜粋

多くの大人(地域)が子どもと関わることで、多面的な考え方やものの見方を育むことができます。また、地域が学校運営に関わることで、教員が授業などの本来的な業務に専念し、一人一人の子どもと向き合うことができます。教育の質をより高めるには、教職員だけでなく、地域が一体となって取り組んでいかなければなりません。

問い合わせ先の情報

日本労働組合総連合会(連合)

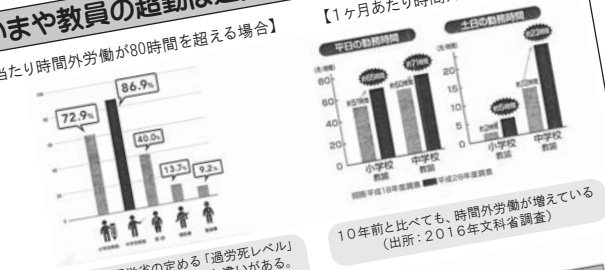
日本労働組合総連合会(連合)社会政策局
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11
TEL:03-5295-0522 MAIL: jtuc-shakai@sv.rengo-net.or.jp

教員の長時間労働の問題の解決を通じて
教育の質的向上をめざそう!

連合は、教員が子どもたち一人ひとりと真に向きあい、授業など本来的な仕事に専念できる学校づくりが必要だと考えます! そのために私たち地域の大人ができることがあります!

いまや教員の超勤は過労死レベルがあたりまえ!?

【月当たり時間外労働が80時間を超える場合】



ある中学教員の一日

6:40	~7:20	8:45~16:00	~18:15	~19:00	~21:00	22:00
出勤	部活	授業	部活指導	生徒・保護者の個別対応	理出物の点検・採点	運動

早朝から、深夜まで業務がたてこんでいるのが実態である。実質的に休憩をとれないことも多い。

地域の将来を担う子どもたちのために、私たちにできること

中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」では、以下のようことを教員ではなく、市町村や教育委員会、地域ボランティアや保護者、外部人材など地域全体で担い、学校運営を支えていく仕組みに変えることが、教員の過重労働を改善し、子どもたちに質の高い教育を提供することにつながると指摘しています。

- 登下校時の見守り
 - 放課後・夜間の見回り、補導された児童生徒の対応
 - 学校徴収金の徴収・管理
 - 地域ボランティアとの連絡調整
 - 校内清掃
 - 部活動 など
- (※その他、子どもの休み時間の対応や調査・統計等への回答についても教員以外の対応が可能です)

働き方改革、風吹け

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない
全国で一番なかまの多い 日教組香川へ

働き方改革の風、吹かせ続けるために

5月25日(金)、日教組は、東京の日本教育会館で、「働き方改革」に関する会議を行いました。会議には、全国から各単組代表者が参加しました。

会議では、教職員の「働き方改革」に関する法制度の確認と、中教審特別部会経過報告を受けた後、丹野日教組組織・労働局長から、「学校にも働き方改革の風を！教員の長時間労働是正にむけた論点」の整理がありました。

まず、学校の長時間労働を是正するには、以下の3つの柱のベストミックスの必要性をあげました。

- 文科省・教委による業務削減
- 必要な教職員数の確保
- 教職員の実労働時間を正確に把握し、それに抑圧をかけるための勤務時間法制の整備

そして、日教組は、長時間勤務で心身の安全が危機に瀕している中、生活時間も確保させず、しかも出勤記録が正確に記録されない現状を解決するための見通しの論点も明らかにしました。

- ① 拘束性がある業務について労働（勤務）と認めること。
- ② 長時間労働に対する歯止めをつくること。
 - (1) 使用者（教委・管理職）に対する実効性ある規制措置を設けること。
 - (2) 労働時間について、最高裁判例に沿った判断基準を設けること。
 - (3) 少なくとも労働基準法改正と平仄を合わせ、時間外労働の上限を設けること。
- ③ 時間外労働を「サービス残業」とさせないこと。「時間外手当を設ける」、又は「時間外勤務に見合う『時間外勤務代休（勤務が免除させる時間）』を設けること。

中教審「学校における働き方改革」特別部会 これまでの流れ

6月22日 【中教審総会】
松野博一文科大臣が「新しい時代の教育にむけた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」中教審に諮問。 【諮問の柱】・学校が担うべき業務の在り方 ・教職員及び専門スタッフの業務と役割分担 ・学校の組織運営と勤務の在り方
6月26日 【中教審初中分科会】
教員の16年勤務実態調査（速報値）、日教組を含む関係団体・有識者ヒヤリング等を示し、「働き方改革特別部会」の設置を確認した。この分科会において、「給特法のあり方が、無定量労働を増長する要因」「あいまいな職務規定と労働基準法との不整合を整理すべき」などの給特法見直しに関わる意見が出された。

7月11日 【中教審初中分科会】 第1回 「学校における働き方改革特別部会」(以下略)
【部会委員】相原康伸(連合副会長 自動車総連会長) 青木栄一(東北大学大学院准教授) 天笠茂(千葉大教授) ●小川正人(放送大教授) 風岡治(豊橋市教育委員会指導主事) 川田琢之(筑波大教授) 清原慶子(三鷹市長) 佐古秀一(鳴門大副学長) 妹尾昌俊(学校マネジメントコンサルタント) 田野口則子(横須賀市立野比小校長) 時久恵子(高知県香美市教育長) 橋本幸三(京都府教育長) 東川勝哉(P T A 全国協議会会長) 富士道正尋(小金井市南中校長) 無藤隆(白梅学園大学院特任教授) 善積康子(三菱UFJ) 【五十音順】以上16人 「タイムカードによる勤務時間管理が1割程度に留まっている。民間企業ではありえない。長時間労働の実態をみると個人の努力ではどうにもならない問題、給特法制度を変える必要がある」(相原連合副会長)
8月4日 【中教審特別部会】 第2回
①学校が担うべき業務のあり方 ②教職員が担うべき業務のあり方 ③学校の組織運営体制のあり方 ④教員の勤務のあり方の具体的論点が事務局から示される。諸外国の学校や教職員を比較した資料を提示し意見を求めた。また、この部会において、「緊急提言」の作成が確認された。
8月29日 【中教審特別部会】 第3回
「業務の適正化・役割分担に関する具体的な論点」並びに「学校における働き方改革に係る緊急提言(案)」が示され議論された。学校業務で示された11の論点について、「給特法では時間外勤務を命じられない業務であるが、労働時間である」との意見が出された。また、「長時間労働により過労死している事実をふまえると、教員が『やりがいを持ってやっているからいい』とする考えは間違っている、発想の転換をしなければ働き方改革は進まない」などの意見が出された。緊急提言(案)に関わって相原連合副会長は、「業務改善計画を立てるにあたっては、関係者が集まり、職員団体の考えをはじめ、みんなで意見を出し合うことが必要。教育委員会だけで策定するものではない」と意見を述べる。 ※学校における働き方改革に関する緊急提言
9月22日 【中教審特別部会】 第4回
「業務の適正化・役割分担」に関する具体的な論点に基づいた議論が行われる。11の業務を①基本的に教員のみが担える業務 ②教員が担う必要があるが、教員以外の者の参画により業務量を軽減できるもの ③他にふさわしい者がいる場合に必ずしも教員が担う必要のない業務 ④学校において教員以外の者が担うべき業務 ⑤学校以外が担うべき業務と5つの分担観点に分け議論された。
10月3日 【中教審特別勤務】 第5回
第4回に引き続き「業務の適正化・役割分担」について(1)授業準備 (2)学習評価や成績処理 (3)学校行事等の準備、運営、地域行事等への参画等 (4)進路指導 (5)支援が必要な児童生徒・家庭への対応、の具体的5つの論点について議論された。

10月20日 【中教審特別部会】 第6回
第4回、5回に引き続き「業務の適正化・役割分担」に関わる具体的論点を4つ、(1)学校において作成する計画等 (2)教員が担うべき業務に関する役割分担・適正化に関する具体的論点 (3)学校に置かれる委員会等組織・担当者 (4)これまでの論点を着実に実施するために、ついて議論された。小川部会長は時間外勤務縮減の目標値の設定が必要だとし、1ヵ月45時間、一年360時間の上限基準の設定について文科省の考えを問うた。文科省からは「部会長の言われた通り議論をすすめていただきたい」と回答される。さらに相原連合事務局長は「上限規制の目標値の議論とともに給特法の議論は避けられない」とし、給特法の議論スケジュールを文科省に質問した。文科省は、「中央教育審議会の約10年前の議論でも宿題になっているところですので、議論として当然なされるべきものと考えたと回答した。
11月6日 【中教審特別部会】 第7回
「業務の適正化・役割分担」、(1)学校における委員会等の組織・担当者 (2)これまで議論した役割分担・適正化を着実に実施していくための方策について意見が出された。また、初任者研修や管理職研修内での働き方改革の研修の位置づけや管理職登用・評価にも業務改善の視点を入れる必要性などについて意見が出された。勤務時間管理の現状とあり方においては、「労基法の観点からすれば、自発性・創造性があり一般行政職員のような勤務時間管理がなじまないとして教員を拘束している(拘束性)という問題がある」とする問題が提起され、給特法、教職調整額の議論が交わされた。
11月28日 【中教審特別部会】 第8回
「業務の適正化・役割分担」として部活動が論点にあげられ、具体的な規制の必要性(学校5日制時にも出したが)、過熱化の原因を議論する必要があるとの意見、そもそも勤務に当たるのかどうかを含めた位置づけの問題、外部人材の確保等の意見が出された。また、中間まとめ(案)が示され、各委員から修正を求める意見が出された。
12月12日 【中教審特別部会】 第9回
中間まとめ(案)が再提示され再度議論された。相原連合事務局長の求めた法律の専門家を入れての給特法の議論は、「引き続き議論を進めていく必要がある」の記載にとどまった。また、部活動指導業務について、教員の本来業務からの切り離しが不十分な記述であり、相原事務局長は、「現状の教員の働き方を追認してしまう」と懸念を示した。さらに、給特法の検討について、適用除外とされている国立大学法人附属小中高教員の実態から見た見直しの視点、専門家からなる作業チームの設置が必要性の記載を求めた。
12月22日 【中教審特別部会】
新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(中間まとめ)
12月26日
学校における働き方改革に関する緊急対策(文科大臣決定)

2月9日
学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(事務次官通知)
2月13日 【中教審特別部会】 第10回
中間まとめ以降、およそ2ヵ月ぶりの開催。今後の論点として 1. 学校の組織運営体制のあり方 2. 学校の労働安全衛生管理のあり方 3. 時間外勤務抑制にむけた制度的措置のあり方 を確認し、行政法・公務員関係法に詳しい委員の追加が明言された。
3月18日
運動部のあり方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁)
4月5日 【中教審特別部会】 第11回
「運動部活動の在り方に関する総合的ガイドライン【概要】」の報告があり、相原連合事務局長が「平日2時間の部活動はオーバータイムを生むことになり、長時間労働は正につながらない。影響についての検討が必要」と述べた。 「学校の組織運営体制のあり方」についての議論であり、神奈川県教委から主幹(総括)教諭の配置の成果・課題が報告された。また、佐古委員からは、主幹教諭の活用を前提とした働き方改革について、学校組織の方略をふくめ報告があった。佐古委員は、学校組織を「協働化」にむかわせることが重要であると報告している。
4月25日 【中教審特別部会】 第12回
主幹教諭・事務長に関する実態報告等をもとに「学校の組織運営体制のあり方」について議論された。委員からは、「主幹教諭の役割を縦から横に、ミドルリーダー的に」「主幹教諭より事務職員の方が働き方改革に実効性・可能性がある」「校長、副校長、教頭の多忙解消には主幹は優先だが」などの意見が出された。
5月18日 【中教審特別部会】 第13回
引き続き「学校の組織運営体制のあり方」について議論された。副校長・教頭の実態調査から過労死ラインを超える勤務となっており、人員配置、具体は主幹教諭・事務職員・スクールサポートスタッフの配置が望まれる。権限を持った主幹教諭が有効と考えられる。事務局から論点整理の案が出され、委員からの意見をふまえて次回検討することとなった。



日教組香川は連合香川を通して、政策・制度要求をしています!!

連合香川東・西地域協議会

2018年度 対市・町政策・制度に関する要求項目と回答(1)

要求内容

1. 教職員の労働環境整備

教職員の超勤・多忙化解消のため、「労働法制の遵守」「定数改善」「業務改善」を柱とした具体的な解消策の策定を行うこと。
(1)「労働時間適正把握ガイドライン」(2017年1月20日厚労省策定)を直ちに実行化し、法令等に沿った勤務時間管理の適正化をはかること。

そのために、以下の具体的な労働時間管理・業務改善施策等を行うこと。

- 1) ICTやタイムカードなど勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築すること
- 2) 開庁、閉庁時間を設定し、広く市民に理解を得ること
- 3) 閉庁時間内は、留守番電話で対応できるようにすること
- 4) 長期休業中の閉庁日を増やすこと

行 政	回答局課室	回 答
高 松 市	教育局 学校教育課	「労働時間適正把握ガイドライン」に示された労働時間の適正な把握のために講ずべき措置については、教職員の長時間勤務の解消を促すためにも、その重要性を認識しているところでございます。 本年8月、中央教育審議会初等中等教育分科会、学校における働き方改革特別部会が「学校における働き方に係る緊急提言」を取りまとめ、校長及び教育委員会は学校において「勤務時間」を意識した働き方を進めるよう示されましたことから、現在、「タイムカードなどで勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを構築すること」について、校務支援システム等を活用し、出退勤時刻を把握する方策を検討しています。 また、開庁、閉庁時間の設定、閉庁時の留守番電話での対応、夏期休業中の閉庁日の拡大については、保護者、地域関係者を始め市民の皆様から理解が得られるよう、今後、検討してまいりたいと存じます。
さ ぬ き 市	教育委員会事務局 学校教育課	勤務状態の改善を図るためには、まず教職員の勤務実態を客観的かつ継続的に把握することが必要だと考えており、勤務時間を客観的に把握するため、来年度の早い時期に、市内小・中学校にタイムカードを導入することを予定している。
東かがわ市	学校教育課	教職員の勤務実態について、教職員(校長を除く)対象に、10月下旬から11月初旬にかけてアンケート調査(1週間)を実施しました。その調査結果については、国が行った調査(全国の抽出校)や他市が行った調査とほぼ同様の結果が見られることから、国や県の動向を鑑みながら、東かがわ市教育委員会として、勤務時間管理の適正化に取り組んでまいります。 具体的には、学校長が労働時間を適正に把握するため、タイムカードを導入する方向で検討しています。また、タイムカードに出退勤記録を残すことは同時に、管理職以外の教職員も勤務時間を意識し、普段の業務をより効率的に行うきっかけになることを期待しています。
坂 出 市		勤務時間管理の適正化のために、的確に出退勤記録を取り、管理職による教職員一人ひとりの勤務状況の正確な把握が重要であると考え、校長会と協議の上、出退勤記録シートを作成し、実践しているところである。
丸 亀 市	学校教育課	教職員の超勤や多忙化解消については、勤務実態の把握と適正な勤務について、校長会等を通じて、管理職に周知や指示をしてきたところです。 市教委としましては、勤務時間管理の適正化のため、ガイドラインに示された労働時間の始業・終業時刻の確認と記録の方法を参考に、校長会等と相談しながら、より良い形で実践の準備を進めているところであり、新年度から実施できる見通しです。
善 通 寺 市		具体的な改善策を検討するため、教頭や教務主任から成る「校務運営改善プロジェクトチーム」を発足したところである。このプロジェクトチームにおいて、中央教育審議会の緊急提言や香川県の「業務改善アクションプラン」などを参考に、本市独自の改善策の検討を続けている。2018年度から、全校にタイムカードを設置する予定であり、予算要望をしている。
三 豊 市		教育の働き方改革に向け文部科学省から発出される情報を踏まえ、適正化に努めたい。出退勤記録については、現在導入システムを検討しているが、合わせて教員の意識改革も必要と考えている。
観 音 寺 市		教職員の勤務実態調査を定期的実施し、改善状況を把握するとともに、出退勤管理については、特に勤務時刻について市内統一の方法で管理職が把握できるよう準備をすすめているところである。
直 島 町	教育委員会事務局	現時点においては、小・中学校ともに出退勤時刻をエクセルの表に毎日記録するなどして、管理職が勤務時間を把握するなど最大限の努力を行っている。
三 木 町	教育総務課	労働時間の考え方については、幼稚園教諭全員が共通の認識を持てるように周知会を実施していく。 また、出退勤記録の管理については、通常は園長が行い、園長不在の場合は相互に確認をし、後日園長も確認するようにしているが、幼稚園教諭の意見も聞きながら検討していきたい。

行政	回答局課室	回 答
綾川町		10月に2週間ほど全教職員の勤務時間実態調査を実施した。今後も複数回調査をし、時間外勤務削減に向けた方策を考えていきたい。
宇多津町		学校の意見を聞きながら今後検討していく。
まんのう町		出退勤記録については記録方法によらず実施したい。

要求内容		
(2) 持ち授業時間数の実態把握をふまえた定数改善をはかること。また、市費講師配置で、少人数学級編成の拡充をすること。		
行政	回答局課室	回 答
高松市	教育局 学校教育課	教職員の定数改善については、中核市教育長会などを通して国に要望しているところでございます。今後も、国の動向を見守りながら、要望の趣旨を任命権者である県教育委員会に伝えてまいりたいと存じます。 また、市費講師による少人数学級につきましては、一昨年度より8校に拡充して実施しているところで（県費による少人数学級は、小学校11校、中学校4校で実施）。 市独自の少人数学級の更なる拡充については、成果を見極めながら検討してまいりたいと存じます。
さぬき市	教育委員会事務局 学校教育課	市内小学校における管理職以外の教員の週当たり平均授業時間数は24.9単位時間（全28単位時間）、中学校では18.9単位時間（全28単位時間）であることを踏まえ、他市町とも情報を共有しながら、県や国に対して、定数改善や加配措置を要望していきたい。
東かがわ市	学校教育課	各学校における教職員の定数は、児童生徒数に応じた学級数に関係しており、本市においても児童数生徒数の減少により、学級数が減り、教職員の定数が減っている実情があります。ある中学校においては、法律に応じた教職員定数だけでは、9教科の教員を確保できない状況にあり、加配教員（県費負担教職員）や市独自の講師や非常勤講師（時間講師）を配置することによって、正常な教育活動ができる状況にあります。 教職員の定数改善や少人数学級（35人以下）の実現については、法令の改正が必要であるため、引き続き、県を通して国に働きかけてまいります。
坂出市		定数改善については、引き続き国や県に要望していきたい。 少人数学級については、香川県型指導体制である、小学校1～4年生での35人以下学級、中学校1年生での35人以下学級を実施している。 また、小学校5、6年生と中学校2、3年生においても少人数指導のための加配定数を活用した少人数指導を市教育委員会から教育事務所に要望し、小・中学校での問題行動多発化や、発達障害など特別支援を必要とする児童生徒の増加など、学校が直面する諸課題に対応できるよう、すべての児童生徒の学力保障に向けた指導の充実を図っているところである。
丸亀市	学校教育課	教職員の配置については、法律によって定められた教職員定数により配置された県費負担教職員に加え、市費支弁講師を小中学校に配置することとしています。少人数学級の実現に係る加配教員については、現在、国による小学校1、2年生での35人以下学級、香川県単独の予算配置による小学校3、4年生での35人学級に加えて、国による加配定数を活用して中学校1年生での35人以下学級をしております。また、小学校5、6年生以下と中学校2、3年生で35人学級編製の標準を超えている場合は、学校等の要望に基づいて、少人数指導加配定数を活用した一部35人以下の学級を実施する事が可能になっています。 今後ともさらなる小中学校教育の充実のため、全学年における35人学級の実現等、教育環境の改善について県の方に要望してまいりたいと考えています。
善通寺市		少人数学級は、学力のみならず生徒指導上の観点からも重要であり、少人数学級を推進するため、教職員定数を更に改善するための予算確保などを県に要望する。
三豊市		県の職員定数による配置を受け、当該学校の状況に応じて市費の講師を加配している。 また、少人数学級については、管内の小中学校でほぼ実現できている。
観音寺市		教職員の定数改善や少人数学級の実現については、国の動向や県教委の施策によるところが大きく、今後とも実情を踏まえながら市教委としても、県教委等に要望して参りたい。さらに学校の実状を勘案して過年度同様、市費講師の配置についても検討して参りたい。
直島町	教育委員会事務局	当町が「へき地」という地域的特性から、現時点においては、県教委より十分な理解と協力を得て、教職員の配置並びに少人数学級の実現ができている。また、町教委としても小・中学校が必要とする教育支援員を独自に配置するなどの努力を行っている。
三木町	教育総務課	幼稚園教諭の人材確保を図り、適正な配置に努めている。
綾川町		国・県に定数改善、並びに少人数学級実現に向けて要望したい。
宇多津町		持ち時間や定数は国県で決定している。少人数学級については、小学校5、6年生及び中学校2、3年生で町単独で加配を配置し実施している。
まんのう町		少人数学級については小学校5年及び6年並びに中学校3年においても35人学級制を採用している。

教育実践講座 I

子どもは算数のどこで躓くのか？^{つまり}②5 (小数篇)

石原清貴(元小学校教員)

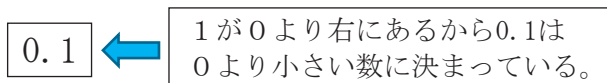
1 0.1は0よりも小さい

かなり昔の話です。あるテレビ番組でクイズをしていました。詳しい内容は忘れたのですが、そのときの回答者の一人が「0.1って0より小さいから…」とつぶやいたのです。きっと他の出演者が「おかしい！」とかいって訂正されると思っていたのですが、誰も訂正せず番組が進行したのです。

このことがあってから、4年生以上の子どもたちと小数の勉強をするときには「0.1は0より大きい？それとも0より小さい？」と聞くようにしています。そうするとなんとクラスの約1/4～1/5の子が0.1は0より小さいと言うのです。

いったいこの子どもたちはどうして0.1が0より小さいと思うのでしょうか？

原因ははっきりしています。位取り記数法の原理に従うと「0.1」の1は0より右にあるからです。位取り記数法では左にある数の位が大きく、右にある数の位が小さいのです。従って0.1の場合1より左に0があり、1は0の右ですから、0.1は0より小さいのは自明の理なのです。



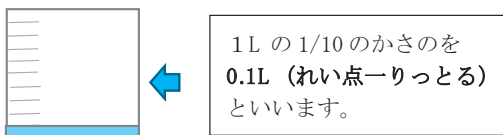
実際の授業では「0.1は0より大きいのか小さいのか」という問いを投げかけて、子どもたちに討論させて解決を図っていくのですが、なかなか思い込んでいる子どもたちを納得させるのは苦労します。

2 本当の原因はどこにあるのか？

教科書を見ると、3年生の2学期の終わりに半端な量を表すやり方として「分数」を教わり、3学期にやはり半端な量を表す方法として「小数」を教わります。

3年生のこの時期に分数と小数をほぼ同時進行で教える事はあまり賛成できません。私個人としては3年生のこの時期は小数だけを扱い、4年生になって分数を扱うべきだと考えています。なぜなら、小数は位取り記数法による表記であり、これまでの数表記の拡張として教えると理解がたやすいからです。それに対して分数は高度な表記方法であり、その理解はたやすくはありません。(2年生から分数が入っていますが、これは論外です。)

3年生の教科書「小数」を見てみると「0.1」は次のように教えられます。



0.1、0.3、2.3のような数を小数と言い、「.」を小数点といいます。小数点の右の位を1/10の位といいます。

ところが「なぜ0.1と書くのか？」についての説明は一切なく、1Lに満たない半端な量が1Lを10等分した一つ分(1/10)であれば<0.1L>と書き、れい点一と読むのだという教え込みとなっています。つまり、10進記数法と対応して小数の表記が説明されないのです。これが0.1は0より小さいと考える本当の原因です。

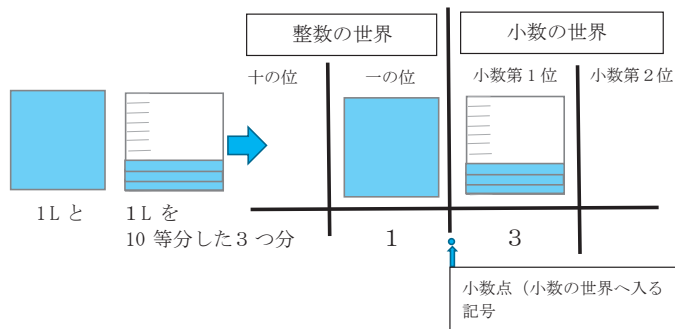


石原清貴氏

3 どうやって小数表記を指導するのか

これは、簡単に指導できる事柄なのです。基本的な量は液量を使います。小数になる液量を示して何があるのかを問いかけた後、位取り表に液量を図示します。

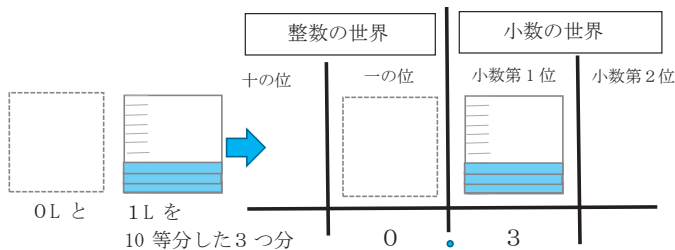
<問題：何があるでしょう？>



上の図のように位取りの図に液量図を入れ数字にします。

ここで、小数表記を説明します。

<問題：何があるでしょう？>



ここで、一の位に表すべき量がない場合は0を書く必要があることを説明します。

<整数の世界では先頭に0が来ることはあり得ないのですが、整数との組み合わせになっていない小数(真小数)を表すときには一の位が空位であることを示す0を先頭に書く必要があることを分からせないとけません。<小数の指導でも量と対応させる指導が大切です>

気軽におしゃべり、

J T Uーカフェ開催！

2018年6月21日(木) 18:30～
日教組香川事務所(高松市中野町1-15-24)

相談ごとなどありましたら、お気軽にお越しください。飲み物とお菓子を用意しています。電話やファックスでの相談もできます。なお、日教組香川組合員で無い方も歓迎です。ただし、その場合、お茶代500円をいただきます。

あなたも助け合いの輪へ加わりませんか！

教職員共済は、学校・教育機関で働く方々を対象とする厚生労働省の認可を受けた職域で唯一の共済生協です。教職員共済に加入されますと「万一」のために手頃な掛金で備えられるさまざまな共済商品をご利用いただけます。この機会にぜひあなたも「教職員同士の助け合いの輪」に参加しませんか！

資料請求すると全国合計1,000名様に賞品が当たるキャンペーン実施中！

共済 わくわくキャンペーン

◆ご応募はお一人さま1回かぎりとなります。専用応募フォームから
◆賞品の発送は9月中旬以降となります。ご応募いただけます！

教職員共済

検索



A. 鹿児島焼酎「利八」2本セット
生労働省認可



B. 北海道のご当地ラーメン(4店×各2食)



C. 福岡のごだわり調味料(3本セット)



D. 三重のお菓子「花咲かりん」(10枚・箱入)



教職員共済生活協同組合 東四国事業所 香川県教育会館6階604号 電話:0120-27-8140

カナリア通信

麦秋 黄金から赤へ

◆梅雨の前、収穫を目前に緑から黄金色に変化していく麦畑。青空と力強さを増す新緑と黄金色の穂がそろう光景は、自然と人の生活が作り出した絶景だと思います◆そんな風景が、今年はずっとありました◆黄金の畑もあるのですが、えんじ色っぽい穂が風に揺れている畑もたくさんあったのです◆場所は普通寺市。この頃、「ダイシモチムギ」というもち麦を使った食品を目にするようになりまし。赤い麦の穂は、「ダイシモチムギ」なのかもしれ。◆町のパン屋さんで売っている「ダイシモチムギ」食パンは、わたしにとって最近のお気に入りです。景色の変化、その原因をちよつと調べてみました。

第2回 日教組香川 組合加入説明会 開催!

日時 2018年6月24日(日)12:00~13:00

場所 ルポール讃岐

ただいま新組合員組合費 1000円/月
キャンペーン中

- 組合って何ですか?
- 組合に入ると得することありますか?
- 組合費は?



ご質問にお答えします

説明会予約 (電話・メール) の方には粗品進呈

すべてのお問い合わせは TEL 0120-27-5925 (日教組香川教職員組合)
 URL <http://www.jtu-k.com/> MAIL jtu-kagw@triton.ocn.ne.jp

日教組香川加入メニュー

日教組香川には、香川県の公立学校で働く教職員であれば、どなたでも加入することができます。校種・職種は問いません。

メニュー	月会費	各種サービス
組合員	初年度 月1,000円 その後、年齢ごとに 2,000円~5,000円	情報誌等配布 各種研修会案内 全国集会等旅費負担 個別課題への対応
講師 臨時採用 組合員	月1,000円	組合員に準ずる

月1,000円で全国のなかまと会える!